

大鹿村あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例

平成 12 年 9 月 28 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権と法の下での平等等を定める日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし人権擁護を図り、もって明るく住み良い大鹿村の実現に寄与することを目的とする。

(村の責務)

第 2 条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(村民の責務)

第 3 条 すべての村民は、お互いに基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 村は、第 1 条の目的を達成するため、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、すべての村民の人権が尊重される住み良い村づくりのための施策を総合的に推進するものとする。

(調査等の実施)

第 5 条 村は、前条の施策を推進するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第 6 条 村は、人権意識の高揚を図るため、あらゆる啓発媒体を活用するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 村は、諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議)

第 8 条 村は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための、重要事項を調査審議する機関として、大鹿村社会同和（人権）教育推進協議会をもって充てる。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。